諮問番号：令和４年度諮問第２１号

答申番号：令和４年度答申第３５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和３年１１月２４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

厚生労働省のミスにより、令和３年９月１３日に平成１８年と平成１９年に受けるはずであった雇用保険の追加給付（以下「本件追加支給」という。）があった。

処分庁に本件追加支給について届け出たところ、収入に当たるので保護費から差し引くと言われた。

雇用保険が収入に当たるのはわかるが、本件追加支給は、厚生労働省のミスが発端となっており、審査請求人に全く責任のないものである。

本件処分は、レアケースであることを考慮しない硬直的な処分であるため、取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が本件追加給付（３，０７７円）を令和３年９月に受給したため、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）に照らし、同月の収入として同額を収入認定すれば生じることとなる返納額について、同年１２月分の保護費において充当する本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、雇用保険が収入に該当するのは分かるが、今回の場合、厚生労働省のミスが発端となっており審査請求人に全く責任のない追加給付であるところ、一律に雇用保険だからと収入認定するのはレアケースであることを考慮しない硬直的な処分である旨を主張する。

しかしながら、雇用保険等の追加給付は、次官通知第８の３（２）ア（ア）及び生活保護制度における雇用保険等の追加給付への対応について（平成３１年３月２９日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「保護係長事務連絡」という。）３のとおり、その実際の受給額を、受給月の収入として認定することとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（８）のとおり、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

本件についてみると、審査請求人は、令和３年９月１３日に本件追加給付として、３，０７７円を受給したことが認められる。

以上のことからすると、審査請求人が受領した本件追加給付について、受給月である令和３年９月分の保護費において収入として認定し、同年１２月分の保護費で充当することとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年１１月　２日　　諮問書の受領

令和４年１１月　４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月１８日

口頭意見陳述申立期限：１１月１８日

令和４年１１月１７日　　第１回審議

令和４年１２月　８日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（３）法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）局長通知第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（６）保護係長事務連絡３は、生活保護制度における雇用保険等の追加給付の取扱いについて、「追加給付は、「生活保護法による保護の実施要領について」（中略）〔次官通知〕の第８の３の（２）のアの（ア）の「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付」に該当するものとして、その実際の受給額を、受給月の収入として認定して下さい。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２１年８月４日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和３年１１月１日、審査請求人は、法第６１条に基づき、処分庁に対して、同年９月１３日付けで本件追加支給として３，０７７円の収入があったことを届け出た。

（３）令和３年１１月１２日、処分庁は、次官通知第８の３（２）ア（ア）に基づき、本件追加支給の３，０７７円について、同年９月分の保護費で収入認定することとし、同年１２月分保護費で減額調整（収入充当）することとした。

（４）令和３年１１月２４日付けで、本件追加支給の３，０７７円を同年１２月分の保護費で収入充当する本件処分を行った。

（５）令和３年１２月１日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、厚生労働省のミスが発端となって支給された本件追加支給を収入充当した本件処分は、自身に全く責任がないことが考慮されておらず、違法である旨主張するものと推測する。

本件についてみると、処分庁は、令和３年１１月１日に審査請求人から同年９月１３日付けで３，０７７円の本件追加支給があった旨の届出があったことから、本件追加支給を同月の収入として認定した上で、同年１２月分保護費で収入充当する本件処分を行ったことが認められる。

保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。そして、収入については、前記１（４）のとおり、次官通知第８の３（２）ア（ア）において、失業保険金等の公の給付については、その実際の受給額を認定する旨が定められており、前記１（５）のとおり、局長通知第１０の２（８）において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生じることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない旨が定められている。

　　　また、生活保護制度における雇用保険等の追加給付（本件追加支給）の取扱いについては、前記１（６）のとおり、保護係長事務連絡において、次官通知第８の３（２）ア（ア）により、実際の受給額を収入として認定する旨が示されている。

　　　上記の次官通知、局長通知及び保護係長事務連絡の内容は、法の基本原理（法第１条及び第４条参照）に照らして合理的なものと言え、処分庁は、これらに基づき、本件追加支給を収入として認定の上、収入充当したものであることから、本件処分の判断に不合理な点は認められない。

（２）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

　　したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲